【お願い】

該非判定書の発行を請求される時、輸出者様が、その都度､電子ご記入後PDF化していただき､貴社担当のチノーの代理店又は営業所へ電子メールにて送信又は原紙を郵送くださいますようお願いいたします。（FAXはお断りします。）

尚、海外への持ち出し・持ち帰りの場合(一時輸出)や社内管理用、EAR判定の場合も、本紙にご記入をお願いいたします。

個人情報取り扱いについては、安全保障輸出管理上の審査のみに使用し、法令に基づく場合など特段の事情がない限り、第三者へ情報開示をいたしません。

｢輸出等の内容｣に係る確認書

株式会社チノー 輸出管理室 行

この度、当社は、株式会社チノー（以下、「チノー」という。）から購入の貨物又は技術（以下、「貨物等」という。）を下記仕向地の最終需要者向けに輸出又は提供（以下、「輸出等」という。）します。

下記の各項目は事実に基づき正確に記載したものであり、また、最終使用目的（用途）につきましても相違ないことを確認しました。該非判定書の発行を請求します。

貨物等の輸出等の後に､国際社会の安全保障にかかる懸念情報を入手した場合には､速やかにチノーに文書にて連絡し､その責がチノーに及ばないことを併せて確認します。

**※**下表の赤文字の箇所は記入必須事項です。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請日､入手希望日　　　　　年月日（西暦） | 申請日 |  | 入手希望日 |  |
| 日本の通関場所と通関予定日　年月日（西暦） | 日本の通関場所 |  | 税関 | 通関予定日 |  |
| 当社の貨物等名称 |  |
| 当社の貨物等形式 |  |
| 該非判定書のあて先名称（正式名称）★原則、輸出者様あてとします。海外の輸入者や需要者あては不可。 |  |
| 該非判定必要なチノーの貨物等の名称／形式★形式が特定できない場合は､製造番号又は、購入年月若しくは仕様書番号などを記入ください。 |  |
| チノーへの発注ルート |  |
| 特記事項（特定型式､工番記載、社内管理用、EAR判定などのご要望事項を記入ください。） |  |
| 仕向地（最終消費国）★経由(迂回)地があれば､追加記入ください。 |  |
| 輸出者★技術のみを提供する場合は、提供者の情報を記入ください。 | 正式名称 |  |
| 所在地 | 〒 |  |  |
|  |
| 担当者 | 所属部署 |  | 氏名 |  |
| 連絡先 | TEL |  |
| e-mail |  |
| 最終需要者★技術のみを受ける場合は、受益者の情報を記入ください。 | 正式名称 |  |
| 所在地 |  |
| ＵＲＬ |  |
| 最終的な使用目的★貨物等が使用される用途を具体的に記入ください。 |  |

□ 該非判定依頼の品目件数が多数のため､別紙に添付します。

【ご注意】

該非判定書は､最終需要者や税関長あてに発行するものではありません。

輸出者様が該非判定の判断をされる上で、参考とするための資料（情報提供）です。

常に最新の貨物等省令等関連法令を照査され、該非判定の最終ご判断は、輸出者様の責任でお願いいたします。

添付の別紙がある場合は､

■印にしてください。

年　　月　　日

一般事項記載の「確認書」

株式会社チノー　リスクマネジメント部 輸出管理室 行

会社名

所在地

ご担当者

部署

役職

氏名

TEL

e-mail

当社が購入する、又は提供を受ける株式会社チノーの製品、その部分品、プログラム又はこれらに係る技術（以下､「貨物等」という。）に関し、“外国為替及び外国貿易法”をはじめとする安全保障輸出関連法規（以下､｢外為法等｣という。）及び米国の輸出管理規則“EAR”を遵守することを誓約するとともに、下記事項を確実に実施します。

記

１．外為法等に基づき、輸出又は技術提供（以下、「輸出等」という。）の許可を要する貨物等（輸出貿易管理令別表第１又は外国為替令別表の１の項から１５までの項に掲げる貨物等（以下､｢リスト規制貨物等｣という。））を輸出等する場合は、特例等（包括許可を含む。）により個別許可が不要となる場合を除き、適切な個別の許可証を取得して行います。また、包括許可証を適切に使用して輸出等を行います。

２．リスト規制貨物等以外の貨物等（輸出貿易管理令別表第１又は外国為替令別表の１６の項に掲げる貨物等（以下､｢キャッチオール規制貨物等｣という。））を輸出等する場合は､キャッチオール規制に係る客観要件（「需要者要件」及び「用途要件」をいう。）及びインフォーム要件（経済産業大臣より、許可申請すべき旨の通知を受けることをいう。）を適切に確認し、許可申請要否を判断します。許可申請が必要と判断した場合は、必要な許可証を取得の上、輸出等を行います。

３．リスト規制貨物等又はキャッチオール規制貨物等の貨物等を輸出等する場合は、民生用途に限定します。用途に対する懸念、疑義又は判断に困窮する場合は､経済産業省安全保障貿易審査課に相談の上、輸出等を行います。

４．米国の輸出管理規則“EAR”に基づき、再輸出ライセンスを要する貨物等を輸出等する場合は、必要なライセンスを取得の上行います。

５．貨物等を国内で再販するにあたり､再販先から輸出等されることが明らかな場合は､「輸出者等遵守基準を定める省令」（平成21年10月16日制定、平成22年4月1日施行）に基づく当社の輸出管理規則に則り適正に管理します。

以　上